

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書

1 目的

この仕様書は、溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業の実施にあたって必要な条件等を定めるものである。

2 事業の対象

(1) 溝口駅南口広場総合案内板の位置等

広告掲載の対象となる総合案内板（以下「総合案内板」という。）は、次のとおりとする。

設置場所	種類	サイズ	数量
①溝口駅南口広場 JR側 (川崎市高津区溝口1丁目1) ※別紙配置図参照	溝口駅周辺案内サイン	W1,200×H2,000mm	1基
	高津区広域案内サイン	W700×H2,000mm	1基
	高津区の魅力発信サイン	W700×H2,000mm	1基
	高津区の取組み発信サイン	W700×H2,000mm	1基
	誘導サイン	W350×H2,000mm	1基
②溝口駅南口広場 東急側 (川崎市高津区溝口1丁目1) ※別紙配置図参照	溝口駅周辺案内サイン	W1,200×H2,000mm	1基
	高津区広域案内サイン	W700×H2,000mm	1基
	高津区の魅力発信サイン	W700×H2,000mm	1基
	高津区の取組み発信サイン	W700×H2,000mm	1基
	誘導サイン	W350×H2,000mm	1基

(2) 広告掲載の範囲

広告は、高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン（以下、「広告掲載ガイドライン」という。）に定める範囲に表示すること。

3 広告の掲載

(1) 広告の内容等

ア 掲載する広告の仕様及び内容は、川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準及び広告掲載ガイドラインの内容を満たさなければならない。

イ 広告事業者は、広告掲載ガイドラインに基づき、広告を掲載する前に広告主及び広告の内容について川崎市の自主審査を受けなければならない。川崎市から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。また、川崎市の求めがあった場合には、広告の内容について必要な修正を行うものとする。

ウ 広告募集にあたり、川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにするこ

と。

エ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、広告事業者が負うこと。

(2) 屋外広告物の許可

広告の掲載にあたっては、あらかじめ川崎市屋外広告物条例に規定する許可を受けるものとする。

(3) 掲載方法

広告の掲載方法は、案内板躯体へのシート貼りを基本とするが、川崎市と広告事業者で協議を行った上で変更することもできるものとする。また、その場合であっても容易に動かないよう確実に固定するとともに、事故防止のために必要な安全対策が講じられたものとする。

(4) 撤去

契約期間が終了した時又は契約を解除した時は広告を撤去し、原状回復を行うこと。なお、広告掲載の方法を変更した場合は、当該部分についても原状回復を行うこと。

(5) 費用負担

広告の掲載及び撤去に係る一切の費用は、広告事業者の負担とすること。

4 維持管理

(1) 広告掲載に関する問合せに対しては、広告事業者の責任において対応すること。

(2) 落書き等により広告又は総合案内板の案内表示等に支障が発生した場合は、広告事業者が速やかに対応するものとし、その際の費用は広告事業者が負担すること。

(3) 総合案内板の地図等の案内表示に変更等があった場合は、川崎市と広告事業者で協議を行った上で、その都度指示に基づき広告事業者が案内表示の更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付等により適宜対応すること。なお、案内表示の更新及びシールの貼付等に係る一切の費用は、広告事業者の負担とすること。

(4) 広告掲載スペースに空きが生じる場合は、川崎市と広告事業者で協議を行った上で、広告を掲載するまでの間、市政に関する情報等を掲示するものとする。その際の費用は広告事業者が負担すること。

5 その他

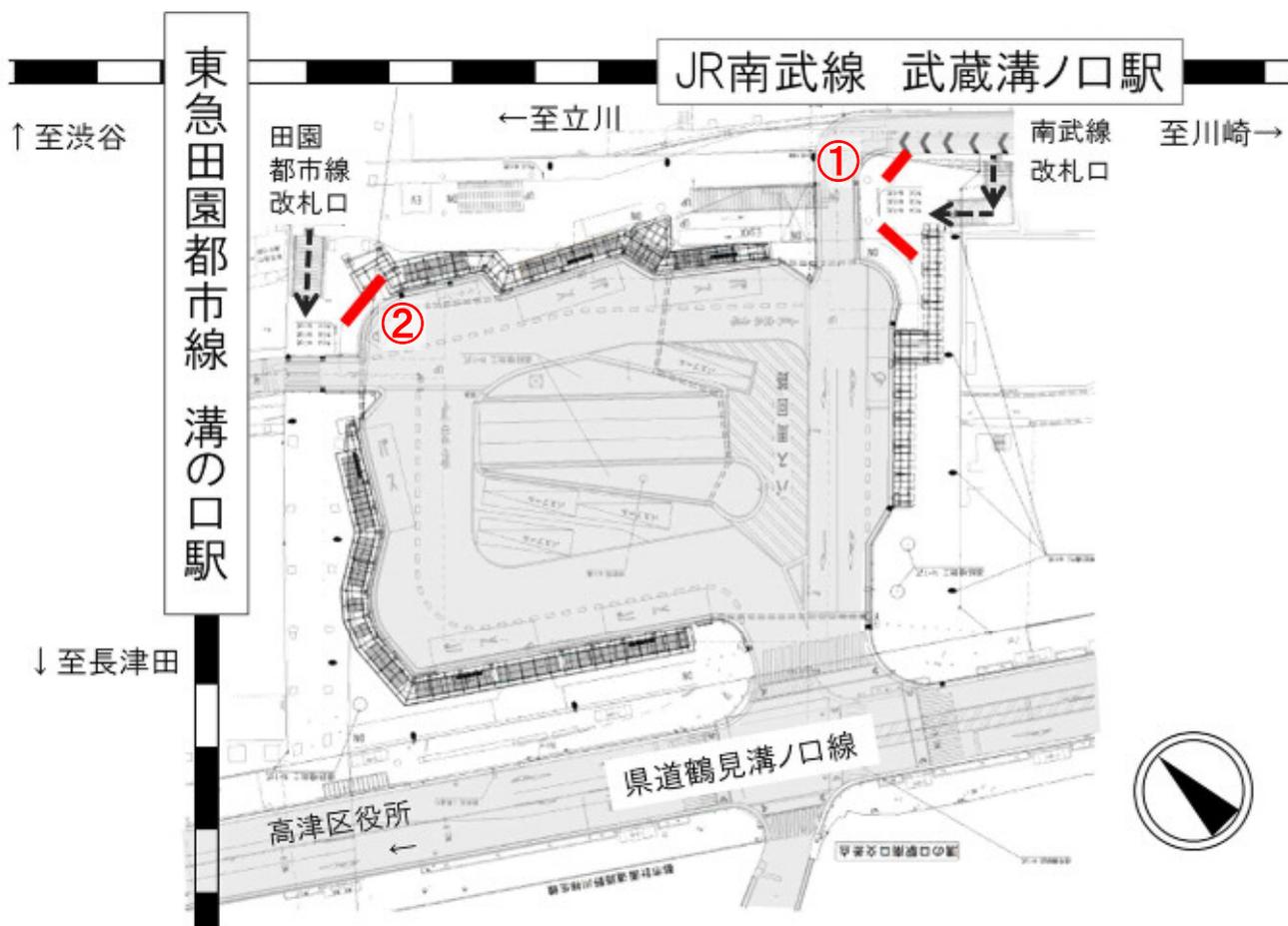
(1) トラブル対応等

広告掲載事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、広告事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と広告事業者がその都度協議して定めるものとする。

別紙（配置図）



① JR側



② 東急側